

大江町浄化槽整備促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、生活雑排水による河川等の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、浄化槽転換事業を行う者に対し、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和 56 年規則第 3 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 106 号）附則第 2 条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (3) 汲み取り便槽 し尿を貯留し、定期的にこれを汲み取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的に汲み取る方式の便槽を含む。）をいう。
- (4) 浄化槽転換事業 既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽（以下「単独処理浄化槽等」という。）から合併処理浄化槽へ転換するための事業（同一敷地内において単独処理浄化槽等を設置した建築物を取り壊した後に新たに建築した建築物に合併処理浄化槽を設置する事業を含む。）をいう。
- (5) 個人設置型浄化槽転換事業 個人等が町の補助を受けて行う浄化槽転換事業をいう。
- (6) 浄化槽工事費 個人設置型浄化槽転換事業に係る合併処理浄化槽設置工事（配管工事等の付帯工事を除く。）に要する設計費、本工事費及び工事監理費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) 大江町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づく補助対象者
 - (2) 補助金申請年度の 3 月 15 日までに合併処理浄化槽を設置し、使用ができる者
 - (3) 町税等に滞納がない者
 - (4) 浄化槽法第 7 条及び第 11 条に規定する法定検査を受検し又は今後も受検する者
- (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、個人設置型浄化槽転換事業のうち浄化槽工事費に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の表の区分に定めるいずれか少ない額とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

区 分	補助金の額
5 人槽	浄化槽工事費から414千円を控除した額に3分の1を乗じて得た額 又は210千円
6 人槽以上	浄化槽工事費から474千円を控除した額に3分の1を乗じて得た額 又は265千円

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 合併処理浄化槽への転換であることを証する書類（住宅地図の写し、設計図等）
- (2) 浄化槽工事費の見積書（本体及び本体工事費）
- (3) 着工前の現状写真
- (4) 公簿等の閲覧同意書（申請時において町外に住所を有する者の場合は納税証明書）
- (5) その他、町長が必要と認める書類

なお、これらの添付書類は、大江町合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付申請書に添付する書類と兼ねることができるものとする。

(交付決定)

第7条 町長は、前条に定める交付申請書を受理した時は、その内容を審査し、適正と認められる場合は、補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助対象者に通知するものとする。

(交付の条件等)

第8条 前条に定める交付決定を受けた補助対象者は、規則第7条第1項第1号に定める変更をしようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 規則第7条第1項第1号ア及びイに定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 補助金額の増減が伴わない工事費用及び工事内容の変更
- (2) 合併処理浄化槽の種類及び設置場所の変更以外の変更

(実績報告)

第9条 補助対象者は、事業が完了したときは、工事完了後30日を経過する日または交付決定に係る年度の3月15日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽工事費に係る契約書の写し
- (2) 浄化槽工事費に係る精算書及び領収書の写し
- (3) 浄化槽工事の施工写真（工事中及び工事完了後）
- (4) その他町長が必要と認める書類

なお、これらの添付書類は、大江町合併処理浄化槽設置整備事業補助金の実績報告書に添付する書類と兼ねることができるものとする。

(額の確定)

第10条 町長は、前条に定める報告があったときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知する。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 11 条 町長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りやその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき

(2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

(3) その他町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された補助対象者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。